

旭川市水道局委託及び賃貸借契約に係る入札結果等の公表要綱

(目的)

第1条 この要綱は、旭川市水道局が行う委託契約（測量，工事に係る調査及び設計業務の委託契約を除く。）及び賃貸借契約に係る入札結果等を公表することにより，公平，公正で透明性の高い事務事業の推進を図ることを目的として，必要な事項を定める。

(公表の対象とする契約等)

第2条 この要綱により公表を対象とする契約は，次のとおりとする。ただし，公表することが契約の目的達成の支障となるおそれがある契約等を除く。

- (1) 一般競争入札又は指名競争入札に付した契約
- (2) 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第2号から第9号まで（同項第3号及び第4号を除く。）に規定する随意契約
- (3) 前2号の契約に掲げる契約金額の変更を行った契約変更
- (4) 競争入札参加資格者名簿
- (5) 別記に掲げる関係規程

(公表の内容等)

第3条 前条各号に掲げる契約に係る公表の内容は次のとおりとする。

前条第1号の競争入札に付した契約（不落随契を含む。）	前条第2号の随意契約	前条3号の変更契約
(1) 契約担当課	(1) 契約担当課	(1) 契約担当課
(2) 件名	(2) 件名	(2) 件名
(3) 契約期間	(3) 契約期間	(3) 契約期間
(4) 契約方法及び根拠条項	(4) 契約方法及び根拠条項	(4) 契約の相手方
(5) 入札日時	(5) 見積書の徴収日時	(5) 変更後の契約金額
(6) 入札の執行状況	(6) 見積書徴収の状況	(6) 契約を変更した理由
(7) 入札者の名称及び入札金額	(7) 見積書の名称及び決定金額	
(8) 落札者の名称及び落札金額	(8) 決定者の名称及び決定金額	
(9) 契約金額	(9) 契約金額	
	(10) 一者特命の随意契約とした理由	

2 前項の公表内容に定める入札の執行状況及び見積書徴収の状況は、次の区分により表示するものとする。

区分	表示内容	表示位置
(1) 契約の相手方が決定した場合（次号及び第3号の場合を除く。）	落札又は決定	入札等の執行状況の欄
(2) くじにより落札者を決定した場合	決定くじ	入札等の執行状況の欄
(3) 競争入札に付したものの落札者がなかったため、当該競争入札の執行を打ち切り、同施行令第21条の14第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約の相手方を決定した場合	不落随契（見積金額も記入すること。）	入札等の執行状況の欄 （見積金額は下に記入する。）
(4) 入札書又は見積書が無効の場合	無効	金額の欄（金額は表示しない。）
(5) 入札が最低制限価格を下回ったため、落札としなかった場合	最低制限価格未満	金額の上
(6) 入札又は見積りを辞退する旨を表明した場合（辞退届を提出した場合を含む。）	辞退	金額の欄
(7) 入札又は見積りを辞退する旨を表明することなく、当該入札又は見積りを行わなかった場合	不参加	金額の欄

（公表の方法）

第4条 この要綱による公表方法は、入札（見積合せ）結果調書（第1号様式）を作成し、旭川市水道局ホームページへの掲載によるものとする。但し、第2条第5号に規定する別記に掲げる関係規程は原則、旭川市水道局上下水道部経営企画課において閲覧に供して公表する。

（公表の時期、期間等）

第5条 公表は、契約締結後、40日以内に行うものとし、その期間は、契約日の属する年度の翌年度末日までとする。

2 第2条第5号に掲げる関係規程はいつでも公表するものとする。

附 則

この要綱は、その履行期間の初日が平成21年4月1日以降の日である契約から適用する。但し、委託契約に係る分については、当面の間、「業務の入札結果及び関係規程の公表に関する取扱」の例による。

附 則

この要綱は、その履行期間の初日が平成22年4月1日以降の日である契約から適用する。なお、「業務の入札結果及び契約の関係規程の公表に関する取扱」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別記

- ・ 旭川市水道局物品購入等指名委員会設置要綱
- ・ 旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領
- ・ 旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領運用基準
- ・ 旭川市水道局建設工事等共同企業体運用基準
- ・ 旭川市水道局談合情報対応要領
- ・ 旭川市水道局業務委託契約の最低制限価格試行要領
- ・ 旭川市水道局委託契約等の競争入札事務実施要綱
- ・ 旭川市水道局委託契約等競争入札心得
- ・ 旭川市水道局競争入札参加者の社会的な貢献度を評価する入札契約制度実施要領
- ・ 旭川市水道局入札等に関する設計金額の事前公表試行方針

上記のほか、主管課長が公表することについて妥当と認めたもの。